

高松中心市街地循環バス社会実験業務委託 仕様書

Ⅰ 業務の目的

サンポート高松では、県立アリーナをはじめとした官民の施設整備が進み、そのにぎわいを高松中心市街地全体に波及させるため、回遊性、滞在性の向上に向けた取組みを進めており、その一環として中心市街地内の移動を促進する循環バスの導入を検討している。

本業務は、地域の課題を明確にした上で、中心市街地を循環するバスの社会実験について、運行条件等を含む計画を策定し、併せて、策定した計画に基づき、実際に社会実験を行うことで、社会実装に向けた運行データの分析、検証を行うことを目的とする。

Ⅱ 業務内容

受託者は、本業務の実施に際しては、本仕様書に記載された事項をすべて満たすこと。ただし、受託者が代替案を示し、県がこれを承認した場合は、仕様書の記載内容を変更して対応するものとする。

(1) 業務概要

① 社会実験の企画策定

社会実験の実施にあたり、高松中心市街地の都市交通の現状を整理し、問題点、課題点を抽出した上で、社会実験の実施方針を策定する。

着眼点の例

- ・高松中心市街地全体の回遊性の向上に向けた地域課題の明確化
- ・社会実験のテーマの設定

② 社会実験の計画策定

中心市街地を循環するバスの実証運行の社会実験について、計画を策定する。(詳細は、県及び運行事業者と協議の上、決定するものとする。)

ア 運行条件の設定

- 運行ルート (イメージは、(別紙) 参考ルート参照。)
- 実証期間
- 運行ダイヤ
- 運賃設定

着眼点の例

- ・実証運行の確実な履行
- ・一定需要が見込まれる運行条件

イ データ等の取得の方法

着眼点の例

- ・実証運行を行うことで取得できる乗降などのデータ類

- ・アンケートなどを活用した属性データ類

ウ 社会実験の広報周知の方法

着眼点の例

- ・電子媒体等を活用した社会実験に係る事前及び実施期間中の周知
- ・現場における実証運行の認知向上を目的とした案内サインの設置

③ 社会実験の実施

上記②を基に策定した社会実験の計画に基づき、社会実験を実施すること。ただし、循環バスの実証運行の実施については、下記を条件とする。

【条件】

運行事業者	県が指定する運行事業者（以下、運行事業者という）が運行するものとし、運行に関わる下記経費は本業務委託に含まないものとする。 【本業務委託に含まないもの（※運行事業者の範疇）】 ・循環バスの運行経費（運転手の人件費、燃料費、車両維持費等） ・循環バスの効果的な周知を行うためのラッピング作業（※ただし、受託者は県及び運行事業者に対し、効果的なラッピングデザインに関する助言を行うものとする。 ・循環バスのダイヤ情報の地図アプリへの反映作業
実証運行の実施	・実証運行は、運行事業者が道路運送法第3条第1号で定義する一般乗合旅客自動車運送事業として実施するものとする。 ・受託者は、必要に応じて官公庁や交通関係者等と調整を行い、運行に関わる許認可申請を支援する。 ・実証運行における案内の設置など必要な環境整備を実施する場合、受託者が県及び運行事業者と協議のうえ、調整・調達・整備を行うこと。 ・実証運行に伴い、検証用の機材等を循環バスに設置する場合は、受託者が運行事業者と協議・調整を行い、受託者の責任の元、設置するものとする。

④ 実証運行データ類の分析・検証

社会実験で得られるデータ等を収集し、中心市街地を循環するバス路線の需要調査・検証を行うこと。

着眼点の例

- ・県立アリーナや大学などの整備に伴い発生している新たな人流の需要の整理
- ・バスの利用者の移動目的や個人属性との紐づけ
- ・回遊性向上に対する効果、事業性
- ・民間活力導入手法を含む事業スキーム、プレイヤーの創出方法

⑤ 報告書等の作成

業務内容を取りまとめたものについて、報告書「概要版」および「詳細版」を作成すること。

（２）業務期間等

契約締結日～令和 8 年 3 月 25 日

(3) 実施体制

ア 体制

受託者は、本業務を実施できる体制を構築するとともに、業務に先立ち、業務計画書を提出し、県の承認を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 主要担当者

受託者は、本業務に必要な知識及び経験を有する担当者を配置するとともに、プロジェクト管理について、知識と経験を有するプロジェクト管理者を配置すること。

ウ 業務実施計画の作成

受託者は、契約締結後速やかに県と協議を行い、本業務の実施計画書（業務実施体制、業務スケジュール等）を提出すること。

エ 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、受託者は、本業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下、「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更するときも同様とする。

なお、県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者に対し、本契約により受託者が負担する義務と同様の義務を課するとともに、再委託先の義務の履行、その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(4) 成果物

ア 提出物：報告書「詳細版」、報告書「概要版」

イ 提出方法：電子データ、紙媒体 2 部

ウ 提出期限：令和 8 年 3 月 25 日

エ 提出場所：香川県土木部都市計画課

(5) その他

ア 本業務に係る県担当職員との打ちは随時行うものとし、指示に従って業務を実施すること。

イ 個人情報の取扱いに当たっては、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないよ

うに徹底すること。また、保有の必要がなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

ウ 本業務により新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利をいう。）は県に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。その費用については、受託者が負担するものとする。

エ 仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度県と協議の上、業務を進めること。

(別紙) 参考ルート

